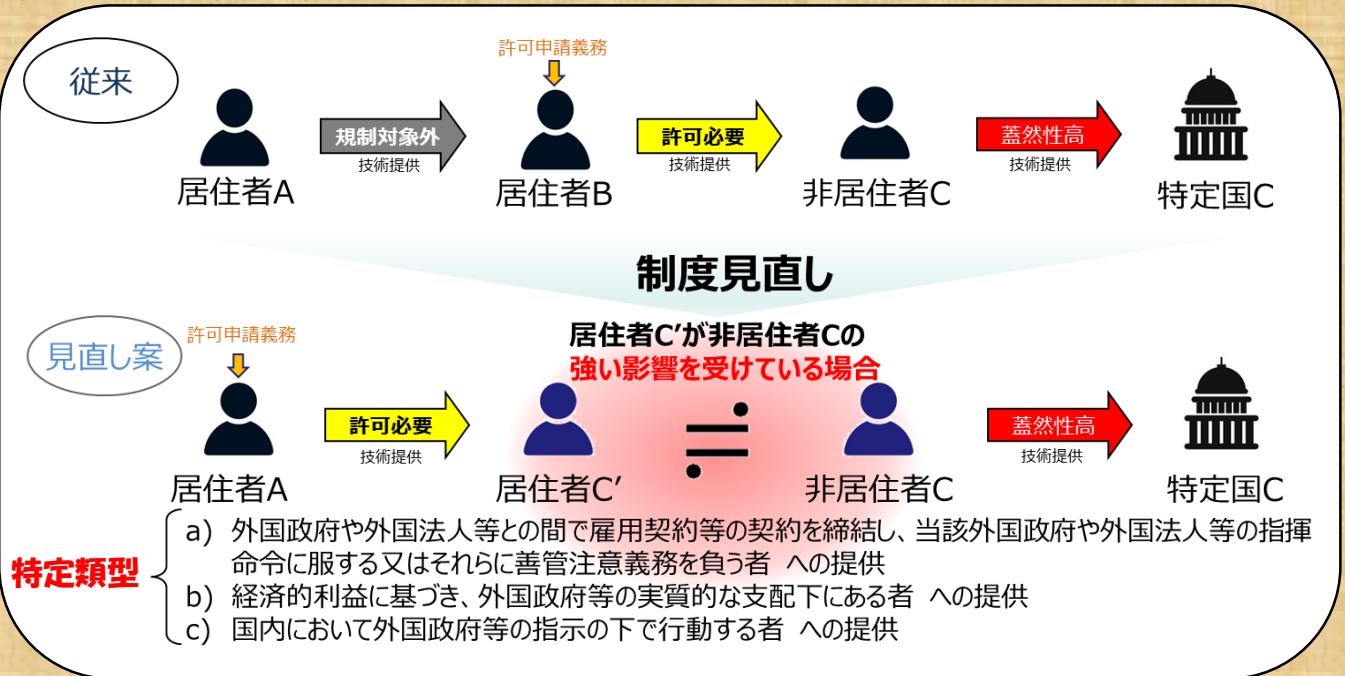




## 「経済産業省 関東経済産業局」からのお知らせ！

外為法に基づく「みなし輸出」管理の運用明確化について  
居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が非居住者から強い影響を受けている状態(特定類型)に該当する場合、「みなし輸出」管理の対象であることが明確化されます。



- 我が国では外為法に基づき、以下の機微技術提供を、経産省への許可申請義務付けにより管理してきました。
  - ① 国境を越える技術提供(ボーダー管理)
  - ② 国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理(「みなし輸出」管理)
- **2022年5月1日から、みなし輸出管理の運用が明確化され、「特定類型」に該当すれば、居住者への技術提供であっても外為法の管理対象となります。**
- 詳細は、以下の経済産業省ホームページをご確認ください。  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>



▼ SEAGULL事務局(外事第一課内) ▼

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番 神奈川県警察本部

相談窓口 Email : [seagull@police.pref.kanagawa.jp](mailto:seagull@police.pref.kanagawa.jp)

